

入札仕様書

本事業は下記補助金事業の為、一般社団法人都市ガス振興センターホームページを参照し必要事項等を必ず守ること。不明な点がある場合又は変更がある場合は必ず施主の了解を取る事。

- 1 補助金名称 (令和3年度補正) 災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業
- 2 見積宛先/件名 社会福祉法人 昭徳会
- 3 工事名 GHP・MCGS設置工事
- 4 見積内容
- | | |
|---------------|----------------------------------|
| I. 設計費 | (1) 補助事業に要する経費
(2) 上記の内補助対象経費 |
| II. 既存設備撤去費 | (1) 補助事業に要する経費
(2) 上記の内補助対象経費 |
| III. 新設機器費 | (1) 補助事業に要する経費
(2) 上記の内補助対象経費 |
| IV. 新設設備設置工事費 | (1) 補助事業に要する経費
(2) 上記の内補助対象経費 |
| V. 敷地内ガス管敷設費 | (1) 補助事業に要する経費
(2) 上記の内補助対象経費 |
- 5 撤去機器 ガスヒートポンプエアコン (非停電対応型)
28kW×1台 35.5kW×1台 45kW×3台 56kW×1台 (計254.5kW)
- 6 更新機器 ガスヒートポンプエアコン (非停電対応型)
71kW × 1台 85kW × 2台 (計241kW)
- 7 新設機器 コージェネレーションシステム 定格発電25KW 停電対応型
連係盤・切替盤・系統連携にかかわる部材・ガス工事・管理用ガスメーター
専用ガス流量計、遠隔監視アダプタなど
その他本工事が必要な部材
なお、停電時給電先、排熱利用先は下記の通りとする
発電：空調機、1～6F共用部照明へ給電
排熱：給湯利用
- 8 契約と工事期間 入札後、補助金執行団体の承認を待って正式契約とし、10月着工～1月竣工 (予定)
- 9 見積書の作成にあたって
- ・見積書の鑑には必ず見積事業者の社印捺印すること。
 - ・見積書のエクセルファイルにてデータ提供もすること。
 - ・補助金執行団体の承認を待って正式契約のため、有効期限には裕度をもって設定すること。
 - ・「諸経費」の項目を入れる場合、必ず内訳を記載すること。
(例：見積上のどの項目に対し〇%等、切捨て)
 - ・一式50万円以上の見積項目が含まれている場合は見積項目の内訳を記載すること。
(機器本体は除く)
 - ・単価×工数など、計算値が小数点以下の場合はずべて「切捨て」にすること。
 - ・見積書には、見積有効期限、納期または工期、支払条件の項目を必ず記載すること。
 - ・按分計算にて補助対象範囲を算出した場合、根拠資料を添付すること。
 - ・その他 補助対象外項目は、別紙を参照すること。
- 10 提出書類 工事完了後以下の書類提出と申請手続きをお願いします。
- ・完成図書
 - ・竣工図 (全体図、配置図、システム図、単線結線図、ガス管平面図、ガスアイソメ図)
 - ・撤去機器マニフェスト
 - ・試運転報告書
 - ・関西電力送配電並びに契約電力会社に対して系統連系における資料作成、申請
 - ・各設備の仕様書 (コージェネレーション、ポンプ、熱交換器、分電盤等)
 - ・補助事業に関する設備外観、銘板、ガス配管、ガス流量計等の各部計測装置等並びに
工事に関する工事前の撤去予定機器、工事中、工事完了後の写真
 - ・補助金執行団体への完了報告に必要な写真、資料など
 - ・その他、施主または補助金執行団体が必要と認める物
- 11 図面 添付図面元に作成し、
現地調査・確認等が必要な場合事前に施主の了解を取る事。
- 12 その他 その他、不明な点質問事項がある場合は施主に問い合わせること。
補助金事業のため見積書、請求書、注文書などの件名はすべて
「GHP・MCGS設置工事」にて統一すること
- 13 添付資料 参考数量書
引合い図面
別紙
- 14 選定方法について 最低入札価格の企業が落札者となります。

工事費見積における参考項目

能力按分、ガス管按分の考え方

大項目	小項目
基礎工事	土工事 (屋外基礎の場合)
	鉄筋工事
	コンクリート工事
	鉄骨架台工事
	防水工事 (屋上設置の場合)
仮設工事	
搬入、据付工事	
機械設備工事	冷温水配管工事
	冷却水配管工事
	蒸気配管工事
	給水配管工事
	排水配管工事
	燃料配管工事
	排煙工事
電気設備工事	受変電設備工事
	配線工事
計測・表示装置 取付工事	制御盤工事
	計測器取付工事
	表示装置取付工事
	制御配線工事
試運転調整費	

①	本補助事業で専用使用する部分を対象とし、補助事業外設備との共通部分がある場合には、原則、定格流量比による按分相当額を対象
②	本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共通部分がある場合には、原則、断面積比による按分相当額を対象

※補助対象と補助対象外がある項目については、区分がわかるように項目を細分化すること。

■以下の項目は補助対象外とすること

- ・基本設計費、事前調査費、測量費、見積費用 (見積のための調査費含む)
- ・建屋 (部品倉庫、電気室、制御室等)、建屋に付属する設備 (建屋の給排気設備、消火設備、照明、空調、防音)
※発電機パッケージは、建築申請する場合、建屋とみなし補助対象外
- ・排水ピット、排水溝、配管ピット (建屋の一部扱いのため)
- ・仮設事務所・部材置場の建設費もしくは使用料、仮設電源、仮設電話
- ・補助事業外の設備と共有するもの (配管、配線及びそれらの架台等)
- ・容易に移動または他用途に転用できるもの (消火器、屋外照明、カラーコーン等)
- ・柵、フェンス、小屋、雨風よけ等
- ・杭打ち、土壌改良、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事
- ・植栽及び外構工事
- ・ユーティリティ費 (電気、ガス、水道、通信)、試運転燃料費
- ・機器等の保管費用
- ・通信運搬費 (書類等)
- ・消耗品、雑費 (当該補助事業専用でないもの)
- ・振込手数料

■補助対象外となるもの (間接費)

- ・諸経費、一般管理費等、補助対象か否かが不明確な項目は対象外 (ただし、大項目として前記のものを記載し、小項目として単価50万円未満で補助対象となることが明確な明細の記載があれば補助対象)

<明細がない場合に補助対象外になる項目例>

一般～ (例：一般管理費)

副～、～等、その他、その他～、約_m、約_個、～一式

見積作成時の注意事項

1. 補助対象外となる見積項目

見積項目	解説
事前調査費	見積作成費用、基本設計費、現場測量費など
地盤改良工事	杭打ち、土壌改良、整地など
建屋ならびに建屋に付属する設備	建屋（部品倉庫、電気室、制御室等）ならびに建屋に付属する設備（建屋の給排気設備、消火設備、照明、空調、防音）
仮設事務所	部材置場の建設費もしくは使用料を含む
外構工事	植栽撤去・新設、フェンスなど
排水ピット	排水構、配管ピット（建屋の一部扱いのため）
他用途に転用できる項目	消火器、柵、屋外照明等
通信費	通信運搬費（書類等）を含む
燃料費	電気、ガス、水道、燃料等
消耗品	10万円以下は補助対象
振込手数料	-
雑〇〇、副〇〇、仮〇〇	見積項目として表現が曖昧なため（仮復旧、仮移設は対象）
〇〇等、〇〇一式	補助対象外の項目が含まれている可能性があるため
その他、その他〇〇	見積項目として表現が曖昧なため
出精値引き、値引き	値引き後の金額を見積内訳に記載すること

2. 補助対象経費として計上する場合、補足説明が必要な見積項目

見積項目	解説
一般管理費、諸経費	見積項目●●に対する諸経費▲▲%等の補足を記載すること
端数処理	見積項目●●に対する端数処理の補足を記載すること
交通費	領収書の写しと利用日数、経路、利用者数、金額（単価）、業務内容を記した資料を実績報告時に提出すること
宿泊費	従業員宿泊規定もしくは領収書とその明細の写し、宿泊の利用日数、利用者数、宿泊地、金額（単価）業務内容を記した資料を実績報告時に提出すること

3. 敷地内ガス管の按分方法について

本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共通する配管がある場合には、原則、断面積比による按分相当額を補助対象経費として計上すること

※按分計算する際は、敷地内ガス管の補助対象経費算定シートを用いて算定すること